

平成22年 12月議会

(質問要旨)

- 1 吹田市子育て・教育基本条例について
- 2 生活保護費の支給について
- 3 領土問題にかかわる教育について
- 4 ガンバスタジアムについて
- 5 放課後の子供の居場所について
- 6 東部拠点の新幹線の利用について

【質問1】 <生活保護制度にモラルハザードがないか？>

・吹田市の生活保護受給者(2009年)	5438人
・今年度の生活保護費支給総額	約97億
・月々の支給額 20代単身(賃貸)	約12万6000円
母子家庭 子供3人(幼・小・中)	約32万9000円(子供手当は別)
参考:30代給与所得者平均年収	約442万(月額34万でここから税金を払う)
老齢基礎年金の支給額	月6万6千円

一生懸命働いたサラリーマンの年収や真面目に掛け金を払った方々の年金額を生活保護費が越えていて、その受給者が年々増えていくとなると、真面目に働いて税金を納める気持ちがなくなる。こうしたモラルハザードの問題こそ、市民の皆さんが矛盾を感じ、政治家に何とかして欲しいと思っていることではないか。国の制度だからと逃げず、首長が声をそろえて国に制度改正を求めていくべきではないのか。市長の見解は。

【市長答弁】

市民の税負担が増えないように、生活保護費は国が全て支払うべきと要望している。

(質問全文)

皆さんおはようございます。吹田新選会、神谷宗幣、トップバッターで個人質問をさせていただきます。

まず、予定しておりました市民病院についての質問は、今回、時間の都合上、割愛させていただきます。

一つ目に、今回上程されている吹田市子育て・教育基本条例についてお聞きします。

先に結論から申しますが、私はこの条例案には賛成ができません。以下にその理由を述べながら、幾つかの質問をしていきたいと思います。

そもそも吹田でなぜ本条例が必要であるのか、本条例に関する提言などを読んでいても、全く理解ができません。私が以前から議会質問で述べているとおり、一辺倒で具体性のない教育の条例は意味がありません。有識者懇話会の要約を見ても、条例制定の必要性についてどう記載するかが議論されており、まちづくりの視点から必要だといった書きぶりはどうとか、施策を推進するためには条例が必要だということではないとか、現状では限界があって、やっぱり条例が要ると書けばいいのではないかなどの意見が出されています。こうしたことからわかるように、条例の中身を十分議論すべき有識者ですら、懇話会を半年以上も開いた時点においても、なぜ吹田市で本条例が必要なのか、まだ統一見解ができていなかったのではないかと私は感じます。そもそも条例が必要だから制定しようということであつたのではなく、制定ありきで審議が進んだというふうに感じます。

そこでお聞きしますが、この条例を制定すると、吹田の教育の何が改善されるのでしょうか。条例制定の具体的な効果をお聞かせください。

次に、本条例の基本理念の中に子どもの権利条約から持ってきたと思われる文言が多数見られますが、なぜそんなに子どもの権利条約にこだわる必要があるのでしょうか、その理由をお聞かせください。

また、この条例では文言こそ子どもの権利条約から持ってきたようですが、趣旨の部分では、かなり条約とずれてしまっているように感じます。条例案を策定した皆さんは、子どもの権利条約の趣旨をどのように理解されているのか、お聞かせください。

さらに、本条例では、教育は子供が人格及び個性を尊重され、健やかに成長する権利を保障されて育つことなどを目指して行わなければならないとしています。他方で教育基本法では、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとあり、国の法律と本条例の方向性が食い違っているように感じます。条例の上位にある法律において、教育とは人格の完成と国民の育成を目指すものであるとされているのに、市の条例で独自に子供が健やかに成長する権利を保障した上で、子供が育つことを目指すとしてしまつては、条例の限界を超えたものになっているのではないかと感じます。この点の解釈をお聞かせください。

このような言い換えはほかにも見られます。例えば、条例案では、第5条第1項の家庭の役割のところ、家庭は、子供の育ちについて第一義的な責任を負うとしていますが、教育基本法ではその第10

条で、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するとなっています。なぜ法律で教育となっているものを条例の中で育ちと言いかえる必要があるのでしょうか、お答えください。

以上、一つ、効果が余り期待できずパフォーマンス的な条例になってしまう。二つ、子どもの権利条約の趣旨に沿わないのに条文の文言だけがひとり歩きしている。三つ、教育の目的が教育基本法とずれている。主にこの3点から、私はこの条例案には反対です。

続いて、人権にかかわる問題ですが、過度な人権の保障が招いているモラルハザードについてお聞きます。

全国で生活保護を受給している人が、ことしの6月時点で190万7,176人に上ることが厚生労働省の集計でわかったという記事を9月に新聞で見つけました。190万人を超えたのは、戦後の混乱の余波で受給者が多かった1955年度以来だそうです。都道府県別で最も多いのは、大阪の約27万8,000人、次いで東京の約25万人、北海道約15万7,000人、受給世帯は137万7,930世帯で、2008年5月以降、過去最多を更新し続けているそうです。

このような状況の中、吹田市の生活保護受給者の推移はどうなっていますか、過去5年の推移をお聞かせください。また、ことし1年の吹田市の生活保護費の支給額の総額はどの程度になる予定でしょうか。その総額の内訳、そして吹田市が市民の税金から負担しなければならない額は全体の何分の1で、総額は幾らになりますでしょうか。

そして、具体的な個々の支給額はどれほどの額になるでしょうか。例えば、精神的な病気で働けない賃貸マンション暮らしの20代の青年男性がもらえる生活保護の額は幾らになりますか。また、母子家庭で中学生、小学生、幼稚園児のいる借家住まいの家族に支給される額はどうでしょうか。この家族に支給される子ども手当の額も教えてください。

一方、30代のサラリーマンの平均年収は今大体どれぐらいでしょうか。また、20歳からこつこつ国民年金を納めてきた65歳の独身男性が月々支給される年金額を教えてください。

今お聞きしたような数字は、市民の皆さんでも調べるとわかってくるわけです。そうしたことをよく理解された市民の方から、あの生活保護の制度は何とかならないのかという声を議員になってから数年間聞き続けてきました。

そこで、昨年の3月議会では、生活保護の不正受給を厳しくチェックするようにお願いしましたが、あれからきょうまでの間で不正受給と認定し、支給を取りやめたケースは何件あるのでしょうか。また、過去にさかのぼって結構ですので、ケースワーカーが見つけた最悪の不正受給のケースなどを一つ紹介してください。

さらに生活保護に関連して、ことし7月、大阪市内在住者の親族とされる中国人48人が入国直後、市に生活保護の受給を申請していた問題が大きなニュースとなりました。大阪市生活福祉部によると、外国人が世帯主で生活保護を受けているのは大阪市内に約7,400世帯で、数にして約1万人。このうち入国後3カ月以内に生活保護を申請しているのは1,000人程度になると推計しており、現在調査を進めているということです。

本市では、外国人が世帯主で生活保護を受けている世帯はあるのでしょうか。あれば、その世帯数

と人数をお聞かせください。また、外国籍の方が入国後3カ月以内に生活保護を申請しているケースは、本市でも過去にあったのでしょうか。

このように、ふえ続ける生活保護の受給者に対するフォローと、自治体にも負担が大きい生活保護制度そのものに対して、市の財政を預かる阪口市長としてはどのようなお考えや、また対策をお持ちなのか、お聞かせください。

次に、権利に関連して国の主権の問題についてお聞きします。

2010年9月7日午前、中国漁船が日本の領海である沖縄県尖閣諸島付近で違法操業し、その後、日本の海上保安庁の巡視船に衝突してきたことに端を発する一連の事件は、全国的に大きなニュースとなりました。これは中国政府の思惑に乗せられたことになるのかもしれませんが、今回の事件で初めて尖閣諸島が日本の領土で、中国や台湾との間で領有権が争われていると知った国民の方も多いと思います。

こうしたことはなぜか。それは、学校でこうした領土問題をしっかり教わっていないからです。今、吹田の中学校で使う教科書では、日本の主権の及ぶ領土についてどのように記載されており、学校現場ではどのように指導しているのでしょうか、お聞かせください。

また、ロシア、韓国、中国が北方領土や竹島、尖閣諸島を自国の領土としようとする理由が海底油田やメタンハイドレートなどの地下資源の争奪戦であるといったことを子供たちに学校では教えているのでしょうか、この点もお聞かせください。

次に、ガンバスタジアムについてお聞きします。

いつときはワールドカップの開催都市として手を挙げたほどの吹田市ですが、その後スタジアムの建設について、ぱたりと話を聞かなくなりました。ガンバスタジアムの建設について、何が問題となって話がとまっているのでしょうか。建設を強く望んでおられる市民の方もおられますが、市民の皆さんにわかりやすいように現状報告と今後の方向性をお聞かせください。

次に、放課後の子供の居場所についてお聞きします。

先月、11月は、鹿児島市と大阪の柏原市に視察に行き、子供の放課後活動支援事業について視察をしてきました。両市の事業とも、本市の太陽の広場よりも内容が充実しており、1校当たりの予算も本市よりたくさんかけておられました。また、両市とも学童保育とのすみ分けがきっちりとなされておりました。

そのような視察を経て、放課後支援事業の内容面、予算面、学童保育とのかかわりといった点において、本市はまだまだ工夫とレベルアップが必要ではないかと再認識いたしました。既に学童保育は全市に行き届いているわけですから、その活動内容をもう少しレベルアップしたり、学年を6年生まで拡充したり、予算を厚くするなどの方策は考えられないでしょうか。ただ遊んでいるだけではなく、柏原市のように学生ボランティアを入れて学習指導をしたり、鹿児島市のように土曜日の研修活動なども多彩に計画できるのではないかと思います。

前回は放課後活動支援事業についてはお聞きしましたが、現状の事業の延長線ではなく、本当に市民ニーズにかなった放課後の子供の居場所づくりをもう一度ゼロベースで考える必要があるのではないかと思います。今の方向性は現状の延長線上でしか考えられないでしょうか。この点、もう少し具体的に市民の要望を聞いて、アンケートなどで市民意見を集めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後の質問です。

東部拠点に新幹線が置かれて久しいですが、移設後の利用状況はどうなっていますか、お答えください。また、移設費は結果的には幾らかかったのでしょうか。実際の維持管理費はどのぐらいかかっているでしょうか。

市長にもお聞きします。移設当初にもお聞きしましたが、今後も展示車両はふやすということでお考えにお変わりはありませんか。追加する場合、どんな車両を考えておられ、移送費、維持管理費はどのぐらいかかると見積もられていますか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

(教育次長答弁)

教育委員会にいただきました吹田市子育て・教育基本条例に関する御質問にお答え申し上げます。

まず、この条例による本市の教育の改善及び効果についてでございますが、子供の成長及び発達の過程に応じた一貫した教育の充実や、市長部局と教育委員会の緊密な連携が促進されることにより総合的な施策の展開が可能となること、また幼保一体化など今後予想される国の政策の動向にも効果的に対応できることなどが考えられます。

次に、児童の権利に関する条約についてでございますが、市民一人一人を尊重することは、市民福祉の向上のために不可欠な理念であり、自治基本条例におきましても、市民はひとしく尊重されることを定めております。このことから、子育て、教育を考えるに当たり、子供のさまざまな権利を定めた児童の権利に関する条約は、日本国憲法と並んで、理念を考える上での基礎となるものと認識しており、その趣旨を踏まえて条例案の制定に取り組んできたものでございます。

次に、条例と教育基本法との関係についてでございますが、この条例は、子育てと教育とを一体的にとらえて行うことを主要なテーマの一つとしておりますことから、子育てと教育全体を通した目標を定めております。また、個の尊重が子育てにおいても教育においても重要ではないかという観点から、子供の健やかに成長する権利について定めたものであり、このことが市町村の条例の限界を超え、教育基本法の趣旨に反したり、矛盾したりするものとは考えておりません。

また、子供が育つことという表現につきましては、子供の成長が教育を初め、福祉、健康、医療などさまざまななかかわりの中で実現されるものであり、教育もその一翼を担っているものであることから、教育基本法における人格の完成と国民の育成と対立するものではなく、成長していく子供を主体とした表現としてふさわしいと考えて用いたものでございます。

同様の理由により、家庭の役割に関する条項につきましても、教育にかえて育ちとさせていただいたところでございます。

子供が育つと申しましても、ひとりでに成長していくわけではございません。この条例の第3章及び第4章には、市、家庭、学校・園、地域住民その他の関係者の責務や役割を定めており、これらを果たしていくことが教育基本法にいう心身ともに健康な国民の育成につながることを考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(児童部長答弁)

児童部にいただきました数点の御質問にお答え申し上げます。

まず、児童の権利に関する条約についてでございますが、平成元年(1989年)に国際連合の総会で採択され、平成6年(1994年)に日本でも批准されました。その内容につきましては、子供は育ちの主人公であり、保護の対象としてだけでなく、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という権利の主体として尊重するとともに、子供にとって最善の利益を考えることと理解しております。

この趣旨を尊重し、本市におきましては、平成17年(2005年)3月に子供たちの笑顔が輝き、すべての子育て家庭が夢をはぐくみ喜びを持って子育てができることを目的に吹田市次世代育成支援行動計画を策定し、施策の充実に努めてまいりました。吹田市子育て・教育基本条例案の策定につきましてもその趣旨を踏まえ、取り組んできたものでございます。

次に、放課後の子供の居場所についてでございますが、留守家庭児童育成室事業は、保護者の就労等により保育に欠ける小学校1年生から3年生までの児童を対象とし、すべての小学校に留守家庭児童育成室を設置し専任の指導員を配置して、生活の場と遊びを提供し、入室児童の健全育成を図っているところでございます。

市民ニーズにかなった事業の拡充につきましては、保護者の方々から長年にわたり保育時間延長や土曜日開室の要望を受け、平成21年度(2009年度)に午後6時半までの保育時間の延長と第4土曜日等の開室を図り、事業の充実に努めてきたところでございます。保護者の方々からその他の要望といたしまして、年限延長や施設設備の改善、さらなる時間延長や土曜日の開室拡充などをいただいております。それぞれ重要な課題と認識いたしております。

また、議員御提案の学生ボランティアの活用につきましては、どのような形で育成室の日中活動に受け入れていくことができるのか、今後検討してまいりたいと存じます。

本事業につきましては、今後も仕事と子育ての両立支援の役割を充実させながら、こどもプラザ事業との効果的な連携を一層進め、入室児童のさらなる健全育成を図ってまいりたいと考えておりますので、以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(こどもくらし健康総括監答弁)

福祉保健部にいただきました御質問にお答え申し上げます。

生活保護費の支給についてでございますが、まず本市での過去5年の生活保護受給者の推移につきましては、各年度末では、平成17年度(2005年度)4,822人、平成18年度(2006年度)4,833人、平成19年度(2007年度)4,881人、平成20年度(2008年度)4,959人、平成21年度(2009年度)5,438人でございます。

次に、今年度の生活保護費につきましては、当初予算では92億2,663万5,000円を見込んでおりましたが、申請件数が当初よりふえる見込みであるため、当初予算額では不足する状況となりましたので、今議会におきまして、4億7,516万5,000円を増額する補正予算の御審議をお願いしているところでございまして、総額は97億180万円を見込んでおります。そのうち本市が負担しなければならない額は、国庫負担金72億7,634万8,000円と府負担金1億9,578万7,000円を差し引いた22億2,966万5,000円を見込んでおり、総額のおおむね4分の1となります。

次に、御質問の世帯ごとの月額的生活保護基準額につきましては、それぞれ保護基準額の賃貸住宅に居住している場合では、20歳代の単身世帯は12万5,700円、中学生、小学生、幼稚園児のいる母子世帯では32万8,920円でございます。また、この母子世帯に支給される子ども手当は、月額3万9,000円でございます。

次に、30歳代の給与所得者の平均年収につきましては、平成21年総務省統計局の家計調査では、約442万6,000円となっております。また、20歳から60歳まで国民年金保険料を納付された場合、65歳から月額約6万6,000円の老齢基礎年金が受給できるものでございます。

次に、昨年3月から現在までの生活保護費の不正受給につきましては、不正受給の事実をみずから認めて、不正に受給した生活保護費の返還に応じたため、不正受給を理由にして支給を取りやめたケースはございません。

また、過去の悪質な不正受給ケースといたしましては、生活保護受給者が給与明細書を改ざんし、福祉事務所に本来の収入額より少なく申告して生活保護費を不正に受給したもので、不正受給額は約400万円となりましたが、全額を返還させたケースがございました。

次に、本市で外国人が世帯主で生活保護を受けている世帯数と人数につきましては、本年11月末日現在で139世帯、201人でございます。また、本市では、大阪市の事例のような外国籍の方が入国直後に生活保護を申請したケースはございません。

次に、ふえ続ける生活保護の受給者に対するフォローと、自治体にも負担が大きい生活保護制度について、市長にとのことでございますが、まず担当からお答え申し上げます。

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することと生活保護法第1条に定められております。市は、この法律に定めるところにより、保護を決定し、かつ実施しなければならないもので、また、これは地方自治法第2条で市に対しての第1号法定受託事務と位置づけられているところでございます。

しかし、平成20年10月のいわゆるリーマン・ショック以降、いまだ厳しい雇用・失業情勢の中で、ふえ続ける生活保護の受給者に対する対応には、財政的にも、人的にも大きな負担となっており、苦慮し

ているところでございます。

その中で、財政的負担につきましては、大阪府市長会を通じて、国の10割負担を要望しているところでございます。また、ケースワーカーにつきましては、本年は5名の増員を図り、現在32名を配置して生活保護受給者の自立を助長するための助言、指導等に努めており、今後ともケースワーカーの適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（教育総括理事答弁）

学校教育部にいただきました国の主権問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、現在、本市中学校において使用している社会・地理的分野の教科書及び社会科地図では、日本の主権の及ぶ領土について、海上の国境線を地図上に明記するとともに、宗谷海峡と樺太の北緯50度双方に国境線を引くなど、北方領土や竹島、尖閣諸島を我が国固有の領土として取り扱っております。

また、教科書の本文中にも領土問題として北方領土や竹島が取り上げられ、特に北方領土については、第2次世界大戦後、ソ連に不法に占領され、ソ連崩壊後はロシア連邦が占拠している現状や課題などについても詳しく記述されております。

学習指導要領では、中学校社会科の地理的分野において、北方領土が我が国固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすることと明記されており、各中学校では、学習指導要領に沿って学習を進め、我が国が直面している領土問題の概要と歴史的経緯等について学ぶ機会を持っております。また、教科書には沿岸の国が権利を有する排他的経済水域についての記述もあり、日本の資源・エネルギー需要や開発の現状とあわせて、固有の領土と水産資源や海底資源を利用する権利との関連についても理解し、考えられるよう努めております。

領土問題は日本の主権に直結する問題であり、安全で安心できる国を築く上でも重要な基盤ととらえ、今後も次代を担う世代が正しい理解と認識を深める取り組みについて行ってまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（自治文化にぎわい総括監答弁）

産業労働にぎわい部にいただきましたガンバ大阪の新スタジアム建設計画についての御質問にお答え申し上げます。

ガンバ大阪が進めておられる新スタジアム建設計画につきましては、寄附採納について議会に上程する条件といたしまして、本年1月29日付で、1、完成した施設の寄附を受ける。現金での収受は一切受けない。2、スタジアム建設用地の賃借料は、固定資産税相当額以上の負担はしない。3、大規模修繕費は一切負担しない。4、4万席への増設可能な設計とする四つの条件を提示いたしました。

それに対し、回答期限といたしておりました2月4日、ガンバ大阪から、現在も関係各所と協議中であ

り、いましばらく検討の時間をいただきたいとのことで、課題解決のための具体的な回答が得られなかったことから、新スタジアム建設計画に係る協議を一たん凍結したところでございます。

四つ目の条件につきましては、本市がワールドカップ開催地立候補を取り下げたことから消えておりますが、残りの三つの条件について、現在も具体的な解決策は提示されておりません。

本年5月に大阪府へ提出いたしました万博記念公園の活性化等に関する要望の中でも、ガンバ大阪のスタジアムも含めた一体的な活用を要望いたしております。今後、ガンバ大阪が諸条件を整えられた暁には、市議会、市民の皆様の御理解のもと、本市において新スタジアムが建設されますよう支援してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（地域教育部長答弁）

地域教育部にいただきました地域で子供たちが安心して安全に過ごせる放課後の居場所として実施いたしております太陽の広場に関する御質問にお答え申し上げます。

本事業につきましては、地域の方々のボランティアによる子供の遊びなどの見守り活動を地域教育協議会への委託事業として、現在 33 小学校内で地域社会全体で子供の豊かな成長をはぐむ教育コミュニティづくりの推進の一環として実施しております。

その実施日数や運営体制などにつきましては、地域事情や学校事情などから、さまざまでございます。事業の推進に当たりまして、引き続き継続的、安定的な運営を図り、全小学校での実施及び日数の拡大を早急に進めることが最も重要な課題であると考えております。

現在、行政評価、事業仕分けの評価委員会の評価などを踏まえ、事業のあり方についての検討を進めているところでございますが、地域の方々に太陽の広場を継続的、安定的に運営いただくためには、市が責任を持って支援する、全市的で効果的な体制を構築することが必要であると考えております。

今後、放課後の居場所の一つとして、太陽の広場が児童にとってよりよいものとなるよう、市民ニーズを把握し、運営体制や支援体制の整備を含め、関係部局と連携し、引き続き検討してまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（都市整備部長答弁）

都市整備部にいただきました東部拠点のまちづくりに関する御質問に御答弁申し上げます。

O系新幹線の先頭車両につきましては、昨年6月にJR西日本から譲り受け、現在、緑のふれあい交流創生ゾーンⅠとなる区域に仮置きしているところでございます。

当該設置場所は、鉄道事業用地内であり、また土地区画整理事業の工事現場内であることから、いつでも市民の皆様にごらんいただける状況ではございませんが、昨年8月に2日間という短い期間ではございますが、一般公開を実施し、1,200 名もの方々に御来場いただいたところでございます。今後できるだけ早い時期に市民の皆様にごらんいただけるよう、事業推進をしてまいりたいと考えています。

ころでございます。

次に、新幹線の移設費についてでございますが、福岡県の博多総合車両所から吹田までの移送費といたしまして約 2,800 万円、車両を防護する施設の工事費及び完成までの警備業務費といたしまして約 1,000 万円、合わせまして約 3,800 万円を平成 21 年度に執行させていただいたところでございます。

次に、維持管理費についてでございますが、必要となる業務といたしましては、車両の清掃業務と設置場所の草刈り業務がございますが、現在までのところは職員で対応しているところでございます。

次に、今後の展示車両につきまして、市長にとのことでございますが、まずは担当から御答弁申し上げます。

東部拠点のまちづくりに関します市民の皆様のお見聞をいただく場といたしまして、東部拠点のまちづくり市民フォーラムがございます。緑のふれあい交流創生ゾーンⅠのあり方を検討していただく中で、鉄道車両のあり方につきましても多くの議論をしていただき、現在先行して搬入されている O 系新幹線を岸部のシンボルとして展示し、その活用を行っていききたいとの御意見をいただいているところでございます。

今後、これらの御意見を踏まえながら、緑のふれあい交流創生ゾーンⅠのあり方について、具体案を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

(市長答弁)

神谷議員からいただきました御質問に御答弁申し上げます。

まず初めに、生活保護についてでございますが、国民の暮らしを守る最後のセーフティネットでございます生活保護制度につきましては、ナショナルミニマムとして、本来、国の責任のもと実施されるべきものと考えております。長引く不況や雇用の悪化を受け、本市におきましても対象世帯数が増加している中、自立への支援に向け体制強化を図るなど、市民の暮らしを守るという基礎自治体の責務を果たしてまいったところでございます。

今後とも生活保護法の趣旨に沿った適切な運用に努めるとともに、必要な財源保障等について、国に対して要望してまいります。

次に、東部拠点におけます展示車両についてでございますが、JR西日本より譲り受けました O 系新幹線につきましては、鉄道のまちとして発展してきた本市の新たな観光資源として、東部拠点の緑のふれあい交流創生ゾーンにおいて有効活用を図ってまいりますものでございます。

当該ゾーンにおけます車両展示のあり方につきましては、新幹線車両をシンボルに幅広い世代でにぎわうスポットとなりますよう、市民の皆様の御意見もお伺いし、また議会にもお諮りしながら判断してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(再質問)

お許しをいただきまして、再質問をさせていただきます。

まず、生活保護の問題ですが、今の市長の答弁をお聞きしましても、生活保護の制度に大きな疑問はないというような答弁だったと思います。

私は今回、具体的な数字をお聞きしましたが、子供3人の母子家庭の生活保護費と子ども手当の合算の支給額が一生懸命働いた30代のサラリーマンの平均年収と同じで、40年間年金を納めた方の支給額の6倍とあっては、本当に国民がまじめに働くのがばかばかしくなるのではないかというふうに感じます。

本市だけでも年間22億円も生活保護費に支払われていて、今後その額がふえていくという傾向だとなれば、本当に税金を払っていくということに疑問が生じるのではないのでしょうか。こうしたモラルハザードの問題こそ、まじめに税金を納めておられる市民の皆さんが一番矛盾に感じ、我々政治家に何とかしてよと思っておられることではないかと私は感じています。

国の制度だから仕方がないと言ってしまうのは簡単ですが、それでは何も変わりません。私が市長であれば、首長連合や広域連携で国に意見を上げ、国の制度変更を具申しますが、阪口市長にはそうしたお考えはありませんか、お聞かせください。

私はこうした制度の問題の改善にこそ道州制の導入が有効だというふうに考えています。阪口市長も道州制の推進を強く訴えておられますが、市長が考えておられる道州制のメリットは何でしょうか。道州制を実現し、どうした市政発展につなげていきたいと考えておられるのか、わかりやすくお答えください。

また、道州制にはデメリットもあると言われています。市長の考えておられる道州制のデメリットもあわせてお答えください。

次に、ガンバスタジアムの建設についての現状はよくわかりましたが、府へ提出した要望書に対しての回答などは何かあったのでしょうか。また、府との連携となれば、橋下知事と阪口市長の連携が重要となってきますが、お二人で会われて、このガンバスタジアムの問題など話し合うことはできておられるのでしょうか、近況をお聞かせください。

次に、子育て・教育基本条例についてですが、そもそも子育てと教育を行政が勝手に分けて考えてきたことにこそ問題があると私は思います。一般的な市民の感覚では、両方合わせて教育という言葉に集約されているのではないかと思います。条例制定の趣旨が一貫教育や部署間の連携を図りたいだけであれば、お隣の摂津市が新しく設ける次世代育成部のような統一した部を設ければ済む話ではないのでしょうか。わざわざ条例をつくる意味がわかりません。

また、子どもの権利条約の趣旨については、その前文に、極めて困難な条件のもとで生活している児童、また特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要と明記されていることからわかるように、貧困、飢餓、災害、戦争、人身売買、強制労働といった本当に困難な状況にある子供の権利を保障していこうというのがこの条約の中心的なところであり、この条例が日本のような先進国の教育方針を立てる条例に引用されるべきものではないのではないのでしょうか。日本語

がしっかり理解できる職員の皆さんはわかっておられるはずです。もし市のレベルで子どもの権利条約をどうしても引用したいということであれば、児童虐待防止条例やいじめ防止条例をつくるべきであり、子供の教育を放棄する親に罰則を与えるような条文を設けるべきではないでしょうか。

代表質問でも述べたように、人権のインフレ化は無用な衝突を生みます。また、人権は世界どこでも当たり前前に存在するものではなく、国家によって、また国家に対し保障されるものであります。この国では、人権、人権と主張する人の多くが国家を否定する傾向があります。国家がなければ、国民の人権は実質上、保障されることがありません。ですから、権利を主張するなら、それを自分に保障してくれる共同体に対して貢献し、それを守っていかなければならないというふうに考えます。つまり、権利や人権は一定の努力の上に獲得されるものであると考えねばなりません。

しかし、子供にはそうした貢献や努力ができない。けれども、だからといって子供の保護がなされないというのはおかしいから、子供は特にこのような条例で保護してあげましょうというのが子どもの権利条約の趣旨ではないでしょうか。

しかし、これはあくまで生活保障のレベルの話です。教育というフィールドにおいては、手放しで子供が権利を主張できるものではなく、教育がその先にある自立した個人としての本当の権利を獲得するプロセスであるのだから、過度な子供の権利の保護はかえって子供のためにならないと考えるのが世界のスタンダードです。よって、本条例はベクトルがおかしいと言わざるを得ません。

さらにつけ加えるなら、ことし3月の定例議会で池淵議員が指摘されたとおり、本市には基本条例が既に三つもあります。市長はこれ以上基本条例をつくってどうなさるおつもりでしょうか。つくればつくるほど、一つ一つの基本条例が希薄なものになります。ましてや御自身の任期の最初であればともかく、最後の最後になって基本条例というのは、おかしいのではないのでしょうか。市長は次の市長選に出馬され、今回提案されているような基本条例を生かした市政運営に責任をとっていかれるおつもりがあるのかどうか、明確にお答えください。もし出馬をしない、迷っているということであれば、このタイミングでの基本条例の提案は、まことに無責任なパフォーマンスにしかすぎないことになり、我々議会のメンバーとしては絶対に承認することができません。阪口市長の次期市長選への出馬意思をお聞かせください。

最後に、新幹線に関連してですが、私は市民の方から鉄道のまち吹田をつくってくださいとは一度も要望を聞いたことはありません。むしろ、あの新幹線は何に使うんですかとか、幾らかかったんですかと聞かれ、ざっとした金額を答えると、皆さん議会はそれを承認したんですかというふうに切りかえされて恥ずかしい思いをしています。

もし次も市長選に出られるおつもりであれば、しっかり鉄道のまち吹田をつくりますと予算を明示した上で、市民の民意を問ってください。もしそれができないのであれば、これ以上予算をかけて展示物を集めるのはやめ、個人の趣味の範囲でとどめておいていただきたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

(教育次長答弁)

幾つかの質問に対して、市長にということでしたが、担当の私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、なぜこの時期にというようなことがあったと思います。

子供をめぐるっては、児童虐待、いじめ、不登校、自殺など、さまざまな問題、特に命を脅かす悲惨な事象が生起をしている中で、子供が直面している危機、こういった状況を放置することができないというふうに考えております。こうしたことから、本条例につきましては、平成 20 年度(2008 年度)に児童部が子供育成条例の検討を始めて以来、翌年度には教育委員会が目指していた教育基本条例と一本化を図ることになり、子育て・教育アンケート調査の結果、有識者懇話会の設置、関係団体のヒアリング、パブリックコメントの募集など、全庁体制のもとで取り組んでまいりました。

当初の取り組みから数えると、約3年近くの道のりをたどって今日に至ったわけですが、当初、我々は、子供の問題といいましても、学校で起きているさまざまな問題、それは学校の教育のみで解決できるものではない。また、家庭の問題あるいは地域の問題、そういったものはそれぞれの行政のばらばらな対応ではなくて、一体として取り組んでいかなければならないのではないかというような問題意識を持って、これに取り組んできたわけでございます。

あと、児童の権利に関する条約についてでございますが、確かに議員が言われるように、あらゆる国、特に開発途上国というふうに記載はされております。しかし、その前段、極めて困難な状況のもとで生活している児童が世界のすべての国に存在すること、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認めということで、開発途上国の問題はもちろんあります。しかし、先進国においても、児童の虐待、しかも身近な家庭で起こっているそういった問題について、これは全庁的に全市民を挙げて取り組んでいかなければならないのではないかと問題意識を我々は持っているわけです。

人権の問題にいたしましても、人の尊厳、個人の尊厳、そういったものを考えたときに、子供の人権を守るというようなこと、それはただ単に甘やかすというのではなくて、しっかりと導いてしかるというようなことも、そういったことで育てられるということも子供の人権ではないかというふうに我々は考えております。こういった意味で、この条例の制定に至ったということでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

(自治文化にぎわい総括監答弁)

神谷議員からのガンバ大阪スタジアム建設についての2回目の御質問に御答弁申し上げます。

吹田市から万博の南側の活性化用地の中のガンバ大阪スタジアム用地の確保について要望書を提出し、書面での回答はいただいておりますが、大阪府の担当者との協議、また万博跡地のあり方懇の中でも協議をしていただき、また、せんだっての 11 月の府への要望の中にも、改めてこの用地の確定についても要望をさせていただいたところでございます。

また、市長が面談をされてこられたのかという御質問については、ことし1月29日の4条件提示後、2月、7月、8月と市長と金森社長と面談いただき、その時点での経過の御報告、協議をさせていただいております。そのほかにも大阪府、吹田市、ガンバ大阪の事務局とは、事務連絡を密に行い、できるだ

け早期にガンバスタジアムが建設できるように協議をしておるところでございます。

ただ、吹田市に過度の費用負担がないような形での建設を目指しておりますので、ガンバ大阪に対しての条件につきましても大変厳しいものがございます。ただ、前向きに建設に向けて調整できますよう今後とも努力してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

（こどもくらし健康総括監答弁）

生活保護に関して、再度市長にとのことでございますが、まず担当より御答弁申し上げます。

生活保護制度は、日本国憲法第25条の規定に基づきまして、生活に困窮されている方に対しましてのセーフティネットであると考えており、本市におきましては適正な運用を図っているところでございます。国に対しましては、ナショナルミニマムとしての国の責務としての財政負担を引き続き大阪府市長会等を通じまして要望してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（都市創造総括監答弁）

神谷議員からいただきました新幹線に関する御質問について、市長にとのことでございますが、私のほうから先に御答弁申し上げます。

本市は鉄道にゆかりのあるまちとして発展をしてきました。そういった歴史をふまえ緑のふれあい交流創生ゾーンの中で今後のあり方について市民の皆様方の意見、また議会にもお諮りしながら判断をしていくものと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

（市長答弁）

神谷議員からの再度の御質問に御答弁申し上げます。

生活保護の問題、これは本来的には全く市の責任ということではなしに、本来は国の責任で、憲法に保障されているナショナルミニマムとして実施をしてもらわなければならない問題を地方が受託事務としてやっているだけでございます。そういう意味では、府の市長会あるいは全国市長会を通じて、国に対してこれまでも何十年と恐らく要望をしてきていると思いますけれども、なかなか一向に改善がされない、靴の上から足をかくというような状態でございます。

私はそういう意味から、今新しい国の形がどうあるべきなのかということが地方分権・地域主権時代の中で問われておりますけれども、その中で私は、明確に内政は地方に移転すべきであると。国は、やはり国際政治あるいは全国一律の問題のみに特化して、それに全力集中をしていただきたい。そうしないと、尖閣諸島の問題、北朝鮮の拉致問題、これは一向に解決しません。内政の細かい問題に神経を使っている限り、そういう肝心かなめの国際的な問題は一向に解決されない。私はそういう意味で、

国は国にしかできない仕事の上に特化していただくと。そして、内政は地方でやる。

そんな中で、私は道州制の問題を言っておりますけれども、道州制のメリットは、関西という身近なところで、まだ国よりも身近なところで内政の議論がされる。議会もできまして、関西としてどうするのか。北海道から沖縄まで全体の問題ではなしに、関西としてどうするのかということが身近な問題として議論されれば、この生活保護の問題も州民にとって身近な問題として、もっと的確に議論がされるのではないかと、そのように思っております、道州制のメリットは、そういうニア・イズ・ベストといいますか、内政を近いところに奪取するという、そういう考え方でございます。

デメリットは、明らかに今回の広域連合の中に奈良県が入っておりません。つまり、周辺の都市は置いてきぼりになるのではないかと、ストロー現象で大阪一極集中するのではないかと、そういう危険がありますから、福井や三重や奈良県は参加を見送っておりますけれども、そういった関西におけるアンバランスをなくすということが克服できましたら、私は広域連合にも関係県がもっと入ってもらえるのではないかと考えておるところであります。

そしてまた、鉄道の博物館を私はつくるべきやという声を鉄道OBの方々からいっぱい聞いています。しかしながら、なかなかこういったことは難しいだろうと思ひまして、せめて象徴的なものを置いていく必要があるのではないかと、そんなことでございます。

ガンバスタジアムについて、橋下知事はどうも私のことを敬遠されておられるのか、何遍も直接お会いして、ガンバスタジアムについて話をしたいと、このように私は要望をしておりますけれども、テーマパークにばかり目が行きまして、その横にありますガンバスタジアムのことは余り考えてくれていないような状況でございますけれども、これからも要望をし続けます。

それで、私は市長をやるかやらないか、全く迷っておりません。ただ、今即断しておらないのは、市民の思い、地域の声、市民の世論、こういったものをやはり踏まえて、自分個人の考えではなしに、市民の皆様方は、後援者の皆様方はどのように考えているのか、そういったことを十分踏まえた上で判断をする必要があると。拙速に判断するのではなしに、決して迷っておるわけではなしに、そういう情勢を踏まえて判断をしていく必要があると思ひて今慎重に考えているだけでございまして、決して迷っている、そういうことではないということをこの場で申し上げさせていただきまして、答弁を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(再々質問)

立候補に関しての市長のお考えはわかりました。市民の民意を聞いて、それから決定したいということ、それは私に言わせれば、迷っているということではないかというふうに思います。

道州制についてのお考えもわかりました。ただ、失礼ながら、もう少し道州制のことをしっかりと学んだ上で、道州制の推進を訴えていただきたいと思います。

本当に道州制となれば、地方の権限が増大する分、自治体の責任も増し、今まで以上に地域格差が生まれてくる危険性があります。生活保護の問題などもナショナルミニマムとして国の判断だとおっしゃりながら、一方では、道州制になれば地方でやっていくべきではないか、ニア・イズ・ベストという答

えがありました。これは非常に矛盾した考え方ではないかと思えます。

これからは本当に地方がやっていかなくてはならない。そのかわり、格差も生まれる可能性がある。けれども、今のまま東京の一極集中を見過ごし、疲弊していくわけにはいかない。だから、地方ごとに人材育成をし、そして広域連携などでそれぞれの自治体がリスクを負って挑戦していかなければならない、そういう現状であると思えます。

私たち吹田新選会のメンバーとしては、その準備として関西州政治家連盟をつくり、また龍馬プロジェクトという名の運動で全国でネットワークをつくり、国の形、地方のあり方を検討しております。吹田や本当に身近なところだけを見て安直に道州制を語るのではなく、我々はその点を重視して大きな視点でこの地域、この国のビジョンを考えていきたいと思っております。

意見表明となりましたが、御答弁ありがとうございました。以上で、質問を終わります。